



宮 崎 県 公 報

平成24年 2 月 23 日 (木曜日) 第 2364 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	

○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 3
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 4
○都市計画の変更…………… (都市計画課) 4
企業局企業管理規程
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4
公安委員会公告
○警備員等の検定の実施について…………… 5

告 示

宮崎県告示第 120号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年 2 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570106148	社会福祉法人慶明会宮崎慶明会ヘルパーステーション	宮崎県宮崎市清水3丁目7番12号	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地	平成24年 1 月 1 日	訪問介護
4570202418	訪問介護事業所あんず	宮崎県都城市早鈴町12街区2号	合同会社 Life Create	宮崎県都城市上町4街区18号一ひろマンション2-A	平成24年 1 月 1 日	訪問介護
4572101097	こばる訪問介護センター	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2-1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町二丁目2番地1	平成24年 1 月 1 日	訪問介護
4570202426	訪問介護ステーション・シエル	宮崎県都城市平江町7街区2号	有限会社グローバル光	宮崎県都城市大王町30街区11号	平成24年 1 月 5 日	訪問介護
4570106155	ヘルパーステーションそら	宮崎県宮崎市富吉字水流5232番2	絆合同会社	宮崎県宮崎市富吉字水流5232番2	平成24年 1 月 13 日	訪問介護
4560290217	訪問看護ステーション リオン	宮崎県都城市安久町4657番地4	株式会社DRF	宮崎県都城市安久町4657番地4	平成24年 1 月 16 日	訪問看護
4570106122	訪問介護ステーション敬寿	宮崎県宮崎市本郷南方5465番地6	株式会社いずみ	宮崎県宮崎市本郷南方5465番地6	平成24年 1 月 17 日	訪問介護

宮崎県告示第 121号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成23年 2 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570106148	社会福祉法人慶明会宮崎慶明会ヘルパーステーション	宮崎県宮崎市清水3丁目7番12号	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地	平成24年1月1日	介護予防訪問介護
4570202418	訪問介護事業所あんず	宮崎県都城市早鈴町12街区2号	合同会社Life Create	宮崎県都城市上町4街区18号一ひろマンション2-A	平成24年1月1日	介護予防訪問介護
4572101097	こぼる訪問介護センター	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2-1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町二丁目2番地1	平成24年1月1日	介護予防訪問介護
4570105652	デイサービスセンター春夏冬	宮崎県宮崎市本郷南方4530番地86	株式会社MCC	宮崎県宮崎市本郷南方4530番地86	平成24年1月4日	介護予防通所介護
4570202426	訪問介護ステーション・シエル	宮崎県都城市平江町7街区2号	有限会社グローバル光	宮崎県都城市大王町30街区11号	平成24年1月5日	介護予防訪問介護
4570106155	ヘルパーステーションそら	宮崎県宮崎市富吉字水流5232番2	絆合同会社	宮崎県宮崎市富吉字水流5232番2	平成24年1月13日	介護予防訪問介護
4560290217	訪問看護ステーション リオン	宮崎県都城市安久町4657番地4	株式会社DRF	宮崎県都城市安久町4657番地4	平成24年1月16日	介護予防訪問看護
4570106122	訪問介護ステーション敬寿	宮崎県宮崎市本郷南方5465番地6	株式会社いずみ	宮崎県宮崎市本郷南方5465番地6	平成24年1月17日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4571800095	医療法人豊寿会訪問介護皇子原	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地3	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地3	平成23年12月9日	訪問介護
4570101305	在宅介護サービスセンター手と手	宮崎県宮崎市橋通東5-7-13	特定非営利活動法人地球人	宮崎県宮崎市橋通東5丁目7番13号	平成24年1月13日	訪問介護
4570200065	医療法人社団正立会黒松病院	宮崎県都城市金田町2263	医療法人社団正立会	宮崎県都城市金田町2263	平成24年1月14日	通所リハビリテーション
4570103129	ヘルパー派遣事業「やっど！」	宮崎県宮崎市青葉町54番地永山住宅1号	特定非営利活動法人障害者自立応援センターヤッドみやざき	宮崎県宮崎市青葉町54番地永山住宅1号	平成24年1月15日	訪問介護
4560390041	訪問看護ステーション「ななくさ」	宮崎県延岡市鯛名町 422-9	医療法人久康会	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16	平成24年1月31日	訪問看護

宮崎県告示第 123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570300196	延岡農業協同組合	宮崎県延岡市川原崎町 281-1	延岡農業協同組合	宮崎県延岡市川原崎町 281-1	平成24年1月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571800095	医療法人豊寿会訪問介護皇子原	宮崎県西諸県郡高野町西麓 173番地3	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高野町西麓 173番地3	平成23年12月9日	介護予防訪問介護
4571700725	訪問介護サービスきらら	宮崎県都城市高野町江平2348番地10	特定非営利活動法人ふるさと・きらら	宮崎県都城市高野町前田5217番地	平成24年1月1日	介護予防訪問介護
4570101305	在宅介護サービスセンター手と手	宮崎県宮崎市橋通東5-7-13	特定非営利活動法人地球人	宮崎県宮崎市橋通東5丁目7番13号	平成24年1月13日	介護予防訪問介護
4570200065	医療法人社団正立会黒松病院	宮崎県都城市金田町2263	医療法人社団正立会	宮崎県都城市金田町2263	平成24年1月14日	介護予防通所リハビリテーション
4560390041	訪問看護ステーション「ななくさ」	宮崎県延岡市鯛名町 422-9	医療法人久康会	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16	平成24年1月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 125号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字木之口 386-4、386-14
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字木之口 386-4・386-14（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年2月23日から平成24年3月8日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町1367番1地先から同市同町1368番2地先まで	旧	6.8～9.0	163.0
				新	9.0～20.4	163.0

宮崎県告示第 127号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月23日から平成24年 3 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市中町 2587番 2 地 先から同市 同町2587番 2 地先まで	平成24年 2 月28日

宮崎県告示第 128号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月23日から平成24年 3 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野 町1367番 1 地先から同 市同町1368 番 2 地先ま で	平成24年 2 月29日

宮崎県告示第 129号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 2 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・3・8号 宮崎駅東通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加した部分
宮崎市宮脇町、吉村町大町の一部
 - (2) 削除した部分
なし

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成24年 2 月23日

宮崎県企業局長 瀨 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札保証金)</p> <p>第88条 令第21条の15の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の 5 以上とする。</p> <p>(一般競争入札参加者の資格)</p> <p>第 108条 自治令第 167条の 5 の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 119条第 1 項の規定により定められた資格とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指名競争入札に参加する者に必要な資格)</p> <p>第 121条 自治令第 167条の11第 2 項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、<u>建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及</u></p>	<p>(入札保証金)</p> <p>第88条 令第21条の15の規定による入札保証金の率は、入札金額（<u>入札者が入札書に記載した金額に 100分の 105を乗じて得た金額</u>）の 100分の 5 以上とする。</p> <p>(一般競争入札参加者の資格)</p> <p>第 108条 自治令第 167条の 5 の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、<u>宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 119条第 1 項の規定により別</u> <u>に定められた資格とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(指名競争入札に参加する者に必要な資格)</p> <p>第 121条 自治令第 167条の11第 2 項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、<u>財務規則第 132条第 1 項の規定により別に定められた資格とする。ただし、管理者が契約の性質上特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p>

び建築設計業務の委託にあっては、県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年宮崎県告示第 259号）に、物品の買入れ等については、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に、清掃業務及び警備保障業務の委託にあっては、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）に、庁舎等の設備維持管理業務の委託にあっては、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に定められた資格とする。ただし、管理者が契約の性質上特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する業務以外の業務の委託にあっては、自治令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱又は庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱に定められた資格とする。ただし、業務の性質上その他の理由により適当でない場合にあっては、管理者が別に定める。

3 前項本文の規定の適用にあっては、第1項ただし書きの規定を準用することができる。

4 第1項ただし書き（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合においては、管理者は、契約の性質その他の諸事情を勘案の上、適当と認める者を指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者として認定するものとする。

（指名基準）

第122条 指名競争入札の指名の基準等については、別に定めるもののほか、建設工事の請負並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の委託にあっては、県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱の、物品の買入れ等については、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の、清掃業務及び警備保障業務の委託にあっては、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の、庁舎等の設備維持管理業務の委託にあっては、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の例による。

2 前条第2項本文の規定を適用する場合における指名競争入札の指名の基準等については、前項の例による。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年2月23日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

2 前項ただし書きの規定の適用がある場合においては、管理者は、契約の性質その他の諸事情を勘案の上、適当と認める者を指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者として認定するものとする。

（指名基準等）

第122条 指名競争入札の指名の基準等については、管理者が別に定めるもののほか、財務規則第133条及び第232条の規定により別に定められた指名の基準等とする。

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成24年5月26日（土）午前9時から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部
- 3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成24年4月17日（火）から4月27日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

- (2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。

なお、雨天時は雨合羽も持参すること。

- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報とは、この検定に関する目的以外には使用しない。

- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。